

平成 30 年度「企業間専門人材派遣支援モデル事業」に係る企画競争募集要領

平成 30 年 5 月 1 日

復興庁

雇用促進班

復興庁では、平成 30 年度「企業間専門人材派遣支援モデル事業」を実施する請負先を、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方におかれましては、事業内容等を御理解いただいた上で、募集要領に基づき応募してください。

1. 事業の目的（概要）

東日本大震災の発災から 7 年が経過し、被災地においては、ハードの復旧は概ね終了しつつあります。今後は、産業・生業の再生の観点から、事業の再開、販路の拡大を支援するとともに、人材確保という課題により重点を置いて対処していくことが求められています。特に、岩手県、宮城県、福島県（以下、「被災三県」という。）の沿岸地域では、水産関係を中心として工場や施設の復旧は進んだものの、震災による大幅な人口減少等により、現在も人材不足が深刻な課題となっています。

このため、被災地の事業者に対して、専門的スキルを持つ人材の獲得を支援することで、被災地に人材を呼び込むとともに、人材の獲得を通じて被災地の事業者が人材確保・定着等のノウハウを取得し、人材獲得力を向上させることが必要です。また、専門的スキルを持つ人材を活用することで、単に旧に復するのではなく、新たな価値を獲得し、創造的復興を実現することが期待されます。

具体的には、大企業等において各分野で専門的に働いてきた従業員等を、出向又は転職等で被災地の事業者へ派遣し長期間（半年以上）業務に従事することで、経営者等と協働しながら経営課題を解決・改善し、事業者の魅力向上（企業価値向上）させることが望まれます。その際、被災地の事業者では、今まで外部の専門人材を採用し、成長に繋げた経験に乏しい事業者が多いことが想定されることから、外部人材活用のノウハウを提供し、被災地の事業者自らの人材獲得力の向上を目指します。併せて、専門人材は大企業等では経験できない業務に従事し、スキルアップを目指します。

これらにより、大企業等から被災地の事業者への人材のマッチング・活用モデルを構築し、「人と企業が集い、育ち、活性化する地域」が実現できる地方創生のモデルとなるような、新しい人の流れ、事業者の活性化を実現するために本事業を実施します。

2. 応募方法

本事業が被災三県の被災地域において、偏りがなく実施されることが望まれることから、応募の類型を「岩手県型」、「宮城県型」、「福島県型」（総称して「単県型」と呼ぶ。）と「三県横断型」に区分し、募集することとします。

なお、応募の方法としては、下記について留意して下さい。

(1) 「単県型」に応募する場合

- ① 支援先事業者は原則として類型名の県内の事業者とする（例えば、「岩手県型」の場合は、原則として岩手県内のみ。加えて、支援先事業者の選定に当たっては、3. 事業内容に記載された内容を十分考慮し提案すること）。
- ② 受託を希望する事業者は、「岩手県型」、「宮城県型」、「福島県型」の類型ごとに提案すること。「単県型」において、複数の類型に応募することも可能（「岩手県型」、「宮城県型」、「福島県型」の全てに応募することも可能。）。ただし、受託を希望する事業者が1つの類型に対し、複数の提案をすることはできない。
- ③ 本事業でマッチングする専門人材の地域への定着、地域の公的な機関等への本事業の紹介等（3. 事業内容（2）公的機関等への本事業の周知、（7）専門人材への派遣地域での定着支援の実施（単県型請負者のみ））の事務を担うものとする。
- ④ 「単県型」における各類型のマッチング目標は15名とする。

(2) 「三県横断型」に応募する場合

- ① 支援先事業者は被災三県内の事業者とする（ただし、3. 事業内容に記載された内容を十分考慮し提案すること。また、被災三県内のうち、特定地域に限って事業を実施することを念頭に置いている場合は、その旨を提案に明記すること。）。
- ② 「三県横断型」では複数の提案を採択することを念頭においているが、受託を希望する事業者が複数の提案をすることはできない。
- ③ 「三県横断型」におけるマッチング目標は10名とする。

(3) 「単県型」、「三県横断型」の両方に提案する場合

受託を希望する事業者は、「単県型」、「三県横断型」の両方に提案することができる。上記（1）、（2）の要件に留意し応募すること。

(4) その他

「岩手県型」、「宮城県型」、「福島県型」、「三県横断型」のそれぞれの類型の採択審査は独立して実施し、互いに影響を及ぼさない。また、採択後の辞退はできないこと。

3. 事業内容

本事業は、1. 事業の目的に基づき、被災地事業者（注1）に対し、人材不足の解消、人材獲得力の向上、生産効率の改善、復興・業績回復等のためのプロジェクトの実施、その他経営課題等を解決するため、大企業等でキャリアを積み経験に裏打ちされた現場型の専門的スキルを持った専門人材（注2）を外向又は転職等で派遣する仕組みを構築し、新しい人の流れ、事業者の活性化を実現するためのモデル事業です。

以下の（1）から（11）を含む創意工夫を凝らしたプログラムを実施することとします。なお、「（単県型請負者のみ）」と記載している項目については、2. 応募方法の「単県型」に応募する事業者のみが行う事業内容です。

（注1） 本事業では、被災三県における、主に津波被害があった沿岸地域や、福島原災12市町

村の周辺地域で、特に人口が減少するなど人材確保が課題となっている地域に拠点を有する事業者を対象に支援を実施すること。また、支援先事業者の所在地が特定市町村に偏り過ぎないように配慮すること。

(注2) 大企業等で数年以上、経営企画、人事・労務管理、社員教育、生産管理、衛生管理、商品開発、営業、販路開拓、海外事業等の業務を経験した者。

(1) 事業の取組方法・定量的な成果目標の設定

本事業は、被災地域に15名又は10名(2.応募方法のマッチング目標で規定する人数)の専門人材を派遣することに加え、①被災地事業者の課題を整理し、必要とする人材像を明確化するためのコンサルティングの実施、②被災地事業者の課題を解決し、経営改善と魅力の向上(企業価値の向上)を図る、③被災地事業者が専門人材や外部人材の活用に関するノウハウを蓄積し事業者自らの人材獲得力の向上を図ること等を目的に実施している。

これらを実現するために、本事業の請負者がそれぞれ有効だと考えられる取組方法を策定(提案書には特に特色がある点について明示すること)し、その取組方法が有効に機能したかどうかを検証するための成果目標指標(例1:必要とする人材像を明確化するためのコンサルティングを実施した会社の社数、例2:支援先事業者のうち、専門人材を活用することで今までできなかった業務が可能となった(目途が付いた事業者の割合等))を2つ程度、事業の着手前に設定すること。

(2) 公的機関等への本事業の周知(単県型請負者のみ)

専門人材を活用することで飛躍する可能性を秘めている被災地事業者を広く掘り起し、本事業における支援対象とするために、公的機関等(例えば、市町村、県の出先機関、労働局、ハローワーク、商工会議所・商工会、組合等のうち、被災地事業者の掘り起こしに有効と考える周知先を提案に盛り込むこと。)へ本事業を紹介し、事業者等への周知について協力を依頼すること。その際、同地域で本事業を実施する三県横断型の請負者の事業内容についての紹介も盛り込んだ資料の作成を行い、必要に応じて配布すること。

これらの各種機関から支援希望事業者の情報が寄せられた場合は、復興庁に報告のうえ、三県横断型の請負者に対しても支援希望事業者の情報を提供すること。

なお、必要があれば、これら機関等への取り次ぎを復興庁に依頼することができること。

復興庁の別の人材確保対策事業である伴走型人材確保・育成支援モデル事業の受託者及びその他関連する事業と連携して周知を図ることが望ましいこと。

※ 以下は、単県型に限らず、全ての請負者に求められる。

復興庁において、人材確保対策に特化したサイトを作るので、コンテンツの作成に当たり協力すること。

(3) 支援先事業者の募集・人材コンサルティング・求人開拓の実施

被災地の事業者が創造的な復興を実現するためには、震災前の旧に復するのではなく、専門的な知識やスキル、大企業の有するノウハウを持ち、被災地事業者に新たな価値をもたらす専門人材を獲得することで、経営力を高める努力が必要である。

一方で、専門人材を外部から獲得するメリットや価値に気付いていない、あるいは、必要とする人材像を明らかにできていない被災地の事業者が少なくない。そのため、このような課題を抱える被災地の事業者を中心に支援先候補事業者を募集・開拓し、将来を見据えた経営課題を聞き取り、その解決に必要な人材像を明らかにし、求人票や求人に係る必要な資料の作成を支援すること。

その際に、専門人材を採用し活用する価値について被災地事業者側の理解を深めてもらうことで、被災地事業者が、専門人材が魅力を感じる求人の要件（例えば、首都圏や大企業との賃金水準の差を小さくすることや、賃金水準以外にも大企業などと比べ職務に従事する際の権限・責任の範囲を広げるなど、よりやりがい、働きがいを感じられる求人の要件）を設定し、マッチングの成功率を高められるように指導を行うこと。

また、可能な場合には、上記（２）と同様に、復興庁の他の支援策も紹介するほか、事業の趣旨への理解を促すため、関係機関の担当者と同行訪問し、効果的な発掘を行うこと。

なお、支援先候補事業者を決定し、事業者への指導を開始する際は、復興庁に対して、支援先候補事業者リストを提出すること。

（４）専門人材の募集・研修の実施

被災地事業者のニーズに合った専門人材を募集するために、被災地事業者で必要とされている人材ニーズを把握した上で、専門人材の募集を行うこと。その際、企業の人事部への働きかけや、広告媒体での募集など、最も効果的だと考える手法によって、専門人材の募集を行うこと。

また、専門人材が被災地事業者で能力を発揮し、被災地事業者の企業価値を高めるための成果を出すために、専門人材に対してマインドセットの変革やスキルの棚卸し、ノウハウの習得等の研修を実施すること。

（５）被災地事業者と専門人材のマッチングの実施

上記（３）の支援先候補事業者に、（４）の専門人材をマッチングする事業を行うこと。支援先候補事業者のニーズや、専門人材の希望に基づき、転職、出向等について調整を行うこと。

なお、本事業での専門人材の派遣は、被災地事業者の復興支援を目的としているため、転職を支援する際は専門人材本人の希望があること、出向等を支援する際は契約満了後に所属元企業へ帰任することを前提とすること（ただし、派遣、出向等期間終了後又は派遣、出向等期間中に、専門人材本人の希望により被災地事業者に転職することは妨げない）。

(6) 被災地事業者へ専門人材の活用研修や定着支援の実施

被災地事業者が専門人材を活用することによる効果を最大化するため、改めて専門人材を活用することの魅力、可能性などについて被災地事業者について理解してもらうための研修・アドバイス等を実施する。専門人材の内定前は、(3)のコンサルティングの内容を踏まえながら、主に採用面での指導を継続し、専門人材の内定後は、専門人材の有する能力やパーソナリティ等も踏まえ、被災地事業者が、専門人材を上手く活用するためのノウハウ等についてアドバイス等を実施すること。また、専門人材を活用して経営課題の解決・改善等に向けてどのようにアプローチすべきか、被災地事業者内でどのようなバックアップ体制を構築することが望ましいかについて、専門家等からのアドバイスを行うこと（なお、被災地事業者と専門人材に対して同時に研修等を実施しても構わない。）。

また、専門人材の定着率を向上させるため、業務に限らない内容についても、被災地事業者と専門人材の双方に対して、定期的なフォローアップや、訪問、アドバイス等を実施すること。

さらに、定着支援のためには、(6)、(7)を実施するに当たり、前年度までにこの事業で被災地事業者に来た専門人材や、採択される予定の伴走型人材確保・育成支援モデル事業の復興・創生インターン事業の地域コーディネーター機関と連携を行うことが望ましいこと。

(7) 専門人材への派遣地域での定着支援の実施（単県型請負者のみ）

本事業で派遣された専門人材（三県横断型で派遣された人材を含む）の地域への定着及び一層の活躍を支援するため、本事業における支援先事業者が多い地域を選定し、3市町村以上で合計10回以上、セミナー又は研修会、交流会を実施すること。その内容としては、派遣地域についての理解の促進、中小企業・地域での活躍のノウハウの取得促進、専門分野（営業、生産管理等）の知識の取得促進、専門人材間の交流促進等から、必要に応じ設定する。

(8) 専門人材受入れ奨励金の支払い及び精算

被災地事業者における専門人材の受入れを促すため、被災地事業者が専門人材を受け入れる際に発生する費用を賄うための奨励金を設け、被災地事業者に支払うことができる。奨励金は専門人材の住居費、移転費、研修費及び生活支援費等、下記に記載する費用に充てることができる。生活支援費用については、定着（2か月以上就労し、今後も支援先事業者での就労の継続の意思を示していること）を確認した後に支援先事業者に対して支給する。その他の費用については、費用が発生した時点で支給する。1人当たりの支援額は最大200万円とする。奨励金の内訳は以下の金額を上限とする。

なお、同一企業にて、2人目を受け入れる場合には上限を150万円、3人目を受け入

れる場合には上限を 100 万円とする（受入れ人数のカウントの仕方としては、年度単位でなく、この事業開始からの累計でカウントするものであること）。

なお、詳細の規定については復興庁と請負者で相談の上、一律の基準を示すこととする。

項目	支援金額	内 容
住居費用	最大 60 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転に伴う住宅費用（家賃） ・ 1 ヶ月あたり上限 10 万円までの実費を 6 ヶ月（6 回）まで補助 ・ 住宅が確保できるまでの一時的な宿泊費（1 泊 1 万円まで）
移転費用	最大 60 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業のために必要な居住地までの移転費用（引越費用、赴任旅費など。出向又は転職等が決定した日以降に、住居探し等事前準備のために居住地を訪れる際の旅費等を含む） ・ 60 万円を上限に実費を補助（専門人材の親族の移転にかかる費用を含む）
研修費用	最大 40 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入先における専門人材の活躍のため、専門人材への社内の職場訓練及び座学研修にかかる経費など ・ 40 万円を上限に実費を補助（1 回当たりの上限額 5 万円）
職場改善費用	最大 60 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材の確保・定着などを図るために実施する職場環境の改善や今後の人材獲得につながるソフト事業（求人広告費を含む。） ・ 60 万円を上限に実費を補助
生活支援費用	最大 100 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の年間給与収入見込みが前職の同収入を下回ることが見込まれる場合、下回った額を上限とした生活支援費（支援先事業者から専門人材に必ず支払われることを条件とする） ・ 被災地域の交通公共機関の不便さを考慮したガソリン代、暖房などの燃料費など ・ 100 万円を上限に補助 ・ 2 か月以上就労し、今後も支援先事業者での就労の継続の意思を示していること

※ 受入れ奨励金とは別に復興庁と協議して定めた基準に基づき専門人材が内定を得るまでに支援先企業との面接に係る旅費を専門人材に支給することができる。

（9）事業の取組内容の効果検証に関する報告書の作成

本事業におけるマッチングの成果や、専門人材のマッチングにより解決した課題、又は解決への道筋が見えた課題、今後の事業の成長への期待等について検証した上で、マッチングした事例については全て、マッチングしなかった事例については、特徴的な事例を 4 件程度選定し、調査及び分析を実施し、現在の実践状況や成果を取りまとめるこ

と。

なお、調査及び分析の対象とする事例については、復興庁担当者と協議の上、決定すること。

また、本事業は、専門人材を被災地事業者に派遣することを通じて「人と企業が集い、育ち、活性化する地域」の実現を目指す事業であり、①マッチングや被災地事業者や専門人材への研修、実施マッチング後の就業状況、②専門人材の被災地事業者の企業価値向上のための取組成果や被災地事業者の専門人材を受け入れてみての受け止めについて、被災地事業者や専門人材、必要に応じて所属元の大企業等からヒアリングするなどして検証を行い、下記の点について本事業の改善点を明らかにし、現実的な提案を行うこと。

- ・被災地事業者の専門人材の活用についての意識（コスト意識を含む）の変化等
- ・マッチング事業そのものの効率化やコストの低減策
- ・専門人材の被災地事業者でより一層活躍するための課題と提案

加えて、過年度にマッチングした事例やマッチングしなかった支援先事業者や専門人材についても、復興庁と協議の上、フォローアップを行うこと。

(10) 本事業の進捗状況の報告の実施

本事業に係る毎月の実績（求人開拓数、支援者数、マッチング数など）を翌月の5日までに報告すること。また、月報とは別に実績に関する報告を求めた場合は、その都度報告すること。本事業において、専門人材の被災地事業者での活躍状況等について、復興庁が調査・広報を行う場合には、事例・データの提供等を行うこと。

定期的に本事業の受託事業者及び伴走型人材確保・育成支援モデル事業の受託者が一同に会しての会議を予定しており、出席を求められること。

(11) その他事業実施に必要な事項

事業終了後においても一定期間（事業終了後3年を目処）フォロー可能な体制を構築するとともに、次年度も同様の事業を復興庁が実施する場合は、適切に引継ぎを行うこと。

また、過年度で支援した専門人材等から研修等の参加のニーズがあった場合には、今年度、実施するセミナー等への参加ができるよう配慮すること。

その他の詳細については、復興庁担当者と協議の上、決定すること。

4. 請負事業の実施地域

本事業は、被災三県を対象に事業を行うこととします。なお、3. 事業内容に記載の通り、特に震災により人材確保が難しくなったと考えられる地域を中心に事業を実施することとします。

5. 事業実施期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 31 日

6. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。

ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。請負者は、本契約の履行において、契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、復興庁の指示する事項について記載した書面を提出し、復興庁の承認を得なければなりません。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑤ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 平成 28・29・30 年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
- ⑦ 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧ 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- ⑨ 提案に基づく本事業の遂行に必要な許認可・資格を有していること。

7. 契約の要件

(1) 契約形態：請負契約

(2) 採択件数：「岩手県型」、「宮城県型」、「福島県型」は、各 1 件
「三県横断型」は、2 件程度

(3) 予算規模

- ① 予算額：3.44 億円
- ② 各類型については下記金額を上限とすること。
 - ・「岩手県型」、「宮城県型」、「福島県型」は、各 0.8 億円を上限とすること。
 - ・「三県横断型」は、0.52 億円を上限とすること。

なお、最終的な実施内容、契約金額については、復興庁と調整した上で決定する。

(4) 成果物の納入：業務内容の成果をとりまとめた報告書及びデータ（報告書は、製本 A4 版 4 部、電子ファイル（CD-R 又は DVD-R）1 部にて提出。その他データは、電子ファイル（CD-R 又は DVD-R）1 部にて提出。）

(5) 納入期限及び納入場所：

① 納入期限

平成 31 年 3 月 31 日まで

② 納入場所

復興庁 雇用促進班

(6) 請負費の支払時期：請負費の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となること。

※本事業については、概算払いは認められないこと。

(7) 契約の解除：当庁は、契約をした目的を達することができないことが明らかである場合は、契約を解除することができること。

8. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成 30 年 5 月 1 日（火）

締切日：平成 30 年 5 月 21 日（月）12 時必着

(2) 説明会の開催

開催日時：平成 30 年 5 月 9 日（水）15 時 00 分～16 時 00 分

開催場所：復興庁（中央合同庁舎第 4 号館）10 階 1026 会議室

参加を希望する方は、下記 11. 問合せ先へ平成 30 年 5 月 8 日（火）12 時までに担当者あて電子メールにて連絡すること。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「平成 30 年度 企業間専門人材派遣支援モデル事業 説明会出席登録」とし、本文に、参加者全員分の「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「住所」「電話番号」「E-mail アドレス」を明記すること。

なお、会場の都合により、説明会への出席については、応募単位毎に 2 名までとすること。（複数組織での共同応募を予定されている場合は、共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から 2 名までの出席とすること。）

(3) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れること。封筒の宛名面には、「平成 30 年度 企業間専門人材派遣支援モデル事業申請書 ○○型（○○には、申請する類型を記載）」と記載すること。

・申請書（様式 1）＜申請書 8 部（正本 1 部、写し 7 部）＞

・企画提案書（様式 2）＜8 部＞（左上一カ所ホチキス綴じ、両面印刷とする（参考資料も同様）。また、電子媒体（CD-ROM 等）でも 1 部提出する。その際のファ

イル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これによりがたい場合は、申し出ること。）

- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式3）＜申請書8部（正本1部、写し7部）＞
- ・会社概要及び直近の過去3年分の財務諸表＜3部＞（コンソーシアム形式で申請する場合は、幹事法人のもの）

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分配慮するが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるので了知いただきたい。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、採択の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されないこと。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるので、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることあり得ること。

（4）応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送等により以下に提出してください。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館10階

復興庁 雇用促進班

「平成30年度 企業間専門人材派遣支援モデル事業」担当あて

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査に影響しますので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

9. 審査・採択について

（1）審査方法

採択に当たっては、委員会で審査を行い決定する。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 上記6. の応募資格を満たしているか。
- ② 事業の実施内容、実施方法、実施スケジュールについて、以下の観点から適切な提案内容となっているか。

- (a) 3. (1)「事業の取組方法・定量的な目的の設定」の実施に当たって、本事業の目的を実現するために有効だと考えられる方法を策定し、それを評価するための成果指標が適切に設定されていること。
 - (b) 3. (3)「支援先事業者の募集・人材コンサルティング・求人開拓の実施」に当たっては、被災地事業者の抱える課題に対して的確な指導を実施し、その課題を解決に導くための求人を組成するための、知見・ノウハウを有し、実施できること。
 - (c) 3. (4)「専門人材の募集・研修の実施」に当たって、被災地事業者のニーズに合った専門人材を募集できること。適切な能力を有する講師が、被災地事業者で活躍するために必要なノウハウ等について、専門人材に対して研修をできること。
 - (d) 3. (5)「被災地事業者と専門人材のマッチングの実施」について、被災地事業者のニーズや専門人材の希望に基づき、効果的なマッチングが実施できること。
 - (e) 3. (6)「被災地事業者へ専門人材の活用研修や定着支援の実施」に当たっては、中小企業の経営改善等について経験や能力を有する指導者が、被災地事業者が抱える経営課題や派遣する専門人材の能力やパーソナリティ等の個別の事情を十分考慮し、被災地事業者と専門人材の双方に、経営改善や定着支援を含む内容について丁寧に研修・アドバイスを実施できること。
 - (f) 3. (8)「専門人材受け入れ奨励金の支払い及び精算」について、適切に実施するための体制を有すること。
 - (g) 3. (9)「事業の取組内容の効果検証に関する報告書の作成」について、本事業の目的に即して、3. (1)～(8)までの実施結果・成果を踏まえつつ、被災地事業者へ専門人材を派遣することで「人と企業が集い、育ち、活性化する地域」を実現するためのモデル事業の、事業効果を検証し、改善するための提案力を有しているか。
 - (h) 3. (10)「本事業の進捗状況の報告の実施」のための、体制が確保されていること。
- ③ (単県型請負者のみ) 事業の実施内容、実施方法、実施スケジュールについて、以下の観点から適切な提案内容となっているか。
- (a) 3. (2)「公的機関等への本事業の周知」の実施に当たって、趣旨を理解し、十分な実施体制、実行能力を有すること。
 - (b) 3. (7)「専門人材への派遣地域での定着支援の実施」の実施に当たって、専門人材の被災地域への定着や、被災地事業者での活躍を支援するために十分な経験を有し、実行能力を有すること。
- ④ 本事業の関連分野に関する知見や関係者とのネットワークを有しているか。
- ⑤ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑥ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、復興庁のホームページで公表するとともに、採択結果について、申請者に対し通知します。

10. 契約について

- ① 採択された申請者について、国と提案者との間で請負契約を締結することになります。なお、採択決定後から請負契約締結までの間に、復興庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
- ② 契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、請負契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、請負契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。
- ③ 契約締結後、請負者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。
- ④ 事業期間中は、継続的に、復興庁に事業の進捗状況を報告して下さい。
- ⑤ 請負事業終了後も、奨励金の支払額確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は請負者において5年間保存する必要があります。

11. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

区分	経費項目	内容
I. 人件費		事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	① 旅費	事業を行うために必要な国内出張に係る経費
	② 会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、研修、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	③ 謝金	事業を行うために必要な謝金（会議、講演会、研修、シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演、原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
	④ 借料及び 損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタル（ただし、当該事業のみに使用されることが確認できるもの。）に要する経費
	⑤ 消耗品・資 料購入費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）及び図書等の購入に要する経費

	⑤ 外注費	請負者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
	⑦ 広報費・資料作成費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等を作成するため及び広報媒体等に活用するために必要な経費
	⑧ 補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
	⑨ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないものであって、事前に復興庁に相談し、認められた費用。 例) － 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） － 翻訳通訳、速記費用
	⑩ 奨励金	被災地事業者が専門人材を受け入れた際に必要な経費のうち、経費の専門人材の人件費、旅費、研修費、新たな人材を獲得するための広告費、その他引越に要する経費等 （専門人材 1 人あたりの支給上限額は 200 万円ですが、予算の執行効率向上のため 150 万円×目標人数としてください）
Ⅲ. 再委託費		発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費		事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なもの。 （他事業等で通常使用している算出式又は、対外的に説明可能で合理的な算出方法により算出すること）

(2) 経費として計上できないもの

- ① 施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費（いわゆるハード事業、ただし、消耗品の購入やリースは可）
- ② 事内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費（提案団体において、

従前から実施している活動の運営経費等)

- ⑤ 実施期間外の活動に係る経費
- ⑥ 国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費（他事業との重複補助にならぬよう、負担区分が明確になるようご注意ください。）等

12. 問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

中央合同庁舎第4号館 10階

復興庁 雇用促進班

担当：植村、齋藤

TEL：03-6328-0223、又は 03-6328-0274

FAX：03-6328-0298

E-mail：hiroaki.uehara.c8n@cas.go.jp

kiyotaro.saito.x9n@cas.go.jp

お問合せは電子メールでお願いします。

なお、電子メールでのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「平成30年度 企業間専門人材派遣支援モデル事業」としてください。他の件名（題名）ではお問合せに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

復興庁 あて

平成30年度「企業間専門人材派遣支援モデル事業」申請書

応募類型	・単県型（岩手県型 ・ 宮城県型 ・ 福島県型 ） ・三県横断型 ※いずれかを選択してください。複数の事業に応募する際は、1事業ごとに申請書を提出してください。		
	企業・団体名		
	代表者役職・氏名		印または署名
申請者	所在地		
	氏名（ふりがな）		
	連絡担当窓口		
	所属（部署名）		
	役職		
連絡担当窓口	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		

※コンソーシアム形式で申請する場合は、幹事法人を申請者とする事。

(様式2)

受付番号	
※記載不要	

平成30年度「企業間専門人材派遣支援モデル事業」
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の3. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 実施責任者や実施者の略歴、各実施者の業務内容 * 外注、再委託を予定しているのであればその内容
5. 事業費総額（千円）※募集要領11.（1）経費の区分に応じて必要経費をその支出内訳がわかるように記載すること。
I 人件費
II 事業費
①旅費
②会場費
③謝金
④借料及び損料
⑤消耗品・資料購入費
⑥外注費

⑦広報費・資料作成費	
⑧補助職員人件費	
⑨その他諸経費	
⑩奨励金	
Ⅲ 再委託費	
Ⅳ 一般管理費（小数点以下切り捨て）	
小計	
Ⅴ 消費税及び地方消費税（小数点以下切り捨て）	
総額	千円

（注）必要に応じ、参考資料を添付すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて会計担当参事官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所又は所在地

社名

代表者名

※生年月日 年 月 日

連絡先

※ 個人の場合は生年月日を、法人の場合は代表者の生年月日を記載すること。